

大阪市規則第140号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第50条」に改める。

第8条の次に次の4条を加える。

(質問に係る証明書)

第8条の2 条例第15条の3第3項(条例第15条の6第2項において準用する場合
を含む。)の証明書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(勧告書の記載事項)

第8条の3 条例第15条の3第5項(条例第15条の6第4項において準用する場合
を含む。)の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 勧告を受けるものの氏名又は名称
- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告をする理由

(命令書の記載事項)

第8条の4 前条の規定は、条例第15条の3第7項の命令書の記載事項について準
用する。

(命令に従わない場合の公表等)

第8条の5 条例第15条の4第1項及び第15条の7第1項の規定による公表は、大阪市公報に登載するほか、インターネットの利用その他広く市民に周知できる方法により行うものとする。

第13条第3項中「第1号様式」を「第1号の2様式」に改める。

第21条第1項中「第1号の2様式」を「第1号の3様式」に改める。

第48条を第50条とし、第47条を第49条とし、第46条の次に次の2条を加える。

(弁明の機会の付与)

第47条 市長は、条例第43条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべきものに対し、あらかじめ、所定の告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

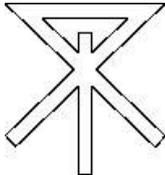
2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

(過料の処分の通知)

第48条 市長は、条例第43条の規定により過料の処分を行う場合には、その名あて人に対し、第8号様式による過料処分決定通知書を交付するものとする。

第1号の2様式を第1号の3様式とし、第1号様式を第1号の2様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式（第8条の2関係）

第 号	
質問職員証	
	この証明書を携帯する者は、大阪市 廃棄物の減量推進及び適正処理並びに 生活環境の清潔保持に関する条例第15 条の3第2項（同条例第15条の6第2 項において準用する場合を含む。）の 規定による質問を行う者である。
写真	発行 平成 年 月 日 (有効期間1年)
大阪市環境局 氏 名	大阪市長 
年 月 日生	

備考

- 1 裏面に根拠法令を記載する。
- 2 寸法は、縦8センチメートル、横12センチメートルとする。

第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第8号様式（第48条関係）

平成 年 月 日	
過料処分決定通知書	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 () —
大阪市長 印	
あなたは、次のとおり大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第15条の3第6項の規定による命令に違反しました。	
日 時	平成 年 月 日 時 分頃
場 所	大阪市 区 付近
内 容	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔の保持に関する条例第15条の2に違反する行為を行い、同条例第15条の3第4項の規定による勧告に従わなかったため、同条第6項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで直ちに当該行為を中止するよう命令を受けたが、中止しなかった。
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第43条第 項の規定により、金 円の過料に処することを決定しましたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第48条の規定により通知します。	
納入通知書によりお支払いください。	
注 (担当)	
〒 —	大阪市 区 丁目 番 号 大阪市 局 電話： — —

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

附 則

この規則は、平成29年10月 1 日から施行する。